

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成27年2月号 vol.4



今年も早くも1ヶ月が過ぎました。新年に立てた目標をもう一度振り返り、気を引き締めて、この寒い2月を乗り切っていきましょう。

私の近況はといえば、昨年11月、今年の1月と二度に渡り、東京まで”農業経営アドバイザー”の研修・試験を受けに行き、つい先日、その合格証が届きました。私たちの生活の基本である、食と農について、経営アドバイスという視点から携わることができたらと考えております。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



昨年末に「平成27年度税制改正大綱」が公表されました。消費税率10%引上げ時期の延期、法人実効税率の引き下げなどが話題になる一方、身近なものとして、資産の世代移転を狙った「結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税特例」が注目です。

”親・祖父母から子・孫への「結婚・子育て資金」贈与について1,000万円(うち結婚資金は300万円)まで贈与税が非課税に”
(概要)

- 親・祖父母が金融機関に子・孫(20歳～50歳)名義の口座を開設して、結婚・子育て資金を一括して拠出。これについて、子・孫ごとに最大1,000万円(うち結婚資金は300万円)まで贈与税が非課税となります。
- 金融機関が、領収書等をチェックし、資金を子・孫に払い出します。
- 払い出し可能な用途は、「挙式費用・新居の住居費・引越費用・不妊治療費・出産費用・産後ケア費用・子の医療費・子の保育費」など。
- 贈与者(親・祖父母)が死亡した時に残高あれば相続財産となります。
- 受贈者(子・孫)が50歳になった時に口座が終了。使い残しに対しては贈与税が課税されます。
- 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間の贈与に適用される予定です。

「今月の本の紹介」

稲盛和夫の「人生の方程式」
(曹 岫雲 著・サンマーク文庫)

「心の持ち方」が運命さえも変えていく。
人生をよりよく生き、幸福を得るための方程式「人生・仕事の結果＝考え方×熱意×能力」という経営者・稲盛和夫氏の中核をなす哲学。
本書は、この「稲盛哲学」を成長著しい中国で国営企業や日中合弁企業を経営する著者が解説した一冊です。
「稲盛哲学」を実体験としてきた著者が語る言葉を読むことで、人生を成功させるための「考え方」の大切さを確信することができます。

「旬のレシピ」

今回紹介するのは、ちょっと変わった「かぼちゃの味噌風味の煮付け」寒い季節、芋焼酎のお湯割りなんかにも相性抜群です(^_^)

かぼちゃ 500g → 種とワタを取って4cm角切り

みそ 大4～5 } A
砂糖 大2 }

- ①鍋にかぼちゃとAを入れ、ひたひたの水を加える。
- ②中火にかけ煮る。途中、返しながらかき汁が少し残る位まで煮る。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296 E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-1 0第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所